

自治体情報システム標準化の取組状況について (大型汎用コンピュータオープン化事業の再構築)

自治体情報システム標準化（以下「標準化」という。）につきましては、「住民の利便性の向上」と「行政運営の効率化」を目的として、国全体で取組が進められています。

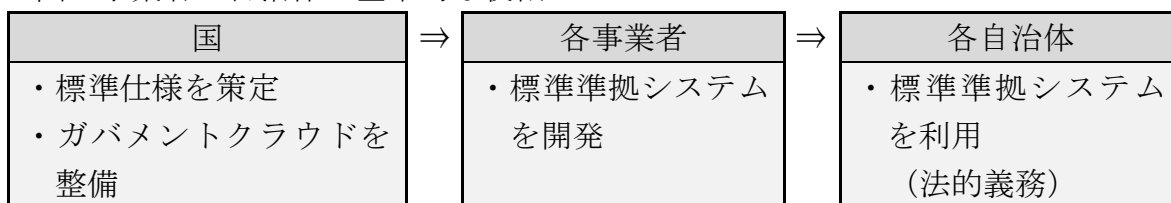
本市においても、国の動きに歩調を合わせ、これまでのシステム開発の教訓を踏まえ、全庁挙げて標準化への対応に取り組んでおり、現在の取組状況について御報告いたします。

1 標準化の概要

全国の自治体が共通で実施する主要な事務について、これまで各自治体が個々に構築してきたバラバラの情報システムから、国が策定する標準仕様に適合する情報システム（標準準拠システム）に移行します。

国が整備するガバメントクラウド（自治体や政府機関が共同利用する情報システム基盤）を活用して、標準準拠システムを利用することとなります。

<国・事業者・自治体の基本的な役割>



<標準化の対象分野及び標準仕様（第1.0版）の策定期期>

対象分野（20分野）	標準仕様(第1.0版) 策定期期 ^(※)
住民基本台帳	令和2年9月
就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉	令和3年8月
印鑑登録	令和3年9月
国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、選挙人名簿管理、戸籍、戸籍の附票	令和4年8月

(※) 標準仕様は、国において順次改定されています。

2 取組の現状

(1) 国との緊密な連携

標準化の実現に向けては、多様な課題に対し、自治体の取組だけでなく、国による更なる対策が不可欠となります。このため、国に対し、様々な機会を捉えて、標準仕様等の適時的確な提供、IT技術者確保の環境整備、移行に要する経費の国費による全額措置など、必要な提案・要望を行っています。

あわせて、国が実施する「ガバメントクラウド早期移行団体検証事業」^(※1)や「行政事務標準文字への同定支援ツール実証事業」^(※2)に参画するなど、国との連携を深めて取組を推進しています。

(※1) ガバメントクラウド早期移行団体検証事業

ガバメントクラウドを実際に利用して標準準拠システムへの移行作業を進めながら、作業手順や、移行後の運用の課題の検証等を行うもの

(※2) 行政事務標準文字への同定支援ツール実証事業

標準化に当たっては、システム内で使用している文字についても、各自治体が個別に作成・運用している文字から全国統一基準の文字（行政事務標準文字）に移行する必要があるが、その作業を円滑化するため、デジタル庁が自治体向けの支援ツールを開発中であり、当該ツールを試験的に利用して、その改善等に協力するもの

〔主な課題〕

① 標準仕様における指定都市要件が未確定

各分野の標準仕様は、令和4年8月までに一旦出揃いましたが、行政区ごとの処理機能や、大量データを自動で処理する機能など、**指定都市が業務上必要とする機能の仕様が未確定**となっています。

このため、令和4年11月に、デジタル庁により「標準仕様の指定都市における課題等検討会」が設置され、国、事業者、指定都市の連携の下、標準仕様の点検・見直しが行われることとなりました。これにより、一部の機能については標準仕様に反映されましたが、**多くの機能については、今なお継続検討が進められており、標準仕様への反映には至っていません。**

② 全国的なIT技術者のひっ迫への対応

標準化への対応は、全ての自治体が一斉に実施することから、全国的にIT事業者に需要が集中し、IT技術者がひっ迫しています。

国全体として、安全かつ円滑な移行を実現するためには、移行時期の分散が必要とされており、令和5年9月の閣議決定により、国の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定されました。

引き続き、令和7年度末までの移行を目標とするものの、**IT技術者のひっ迫等により令和7年度末までの移行が困難なシステムについては、国において当該システムの状況を十分に把握したうえで、個別に移行期限を設定**することとされています。

③ 国による財源の確保

標準準拠システムへの移行に係る経費に対しては、国補助金（補助率 10/10）が措置されることとなっており、国は、令和 3 年度までに当該補助金の原資として 1,825 億円の基金を造成したうえで、各自治体に対し人口を基にした補助上限額（本市 12.5 億円）を示しましたが、所要額の実態に見合っておらず、大幅な不足が見込まれる状況となっていました。

このため、本市では、国の責任において国費で全額措置するよう、様々な機会を捉えて国に対する提案・要望を重ねてきたところであり、こうしたことも踏まえ、令和 5 年 1 1 月に成立した国の令和 5 年度補正予算において、基金に 5,163 億円が追加（補正後総額 6,988 億円）されるとともに、現行システムの状況（例：独自システム・パッケージソフトの別）など、各自治体の実情により即した補助上限額が設定されることとなりました。

ただし、指定都市については、前記①のとおり、標準仕様の指定都市要件が未確定であり、所要経費の見通しが立てられない部分があることから、今回の補正予算では「当面必要となる額」のみ措置されています。今後、指定都市要件が確定し、これに基づく移行経費を精査したうえで、改めて補助上限額が設定される予定となっています。

(2) 各分野における取組の進捗状況

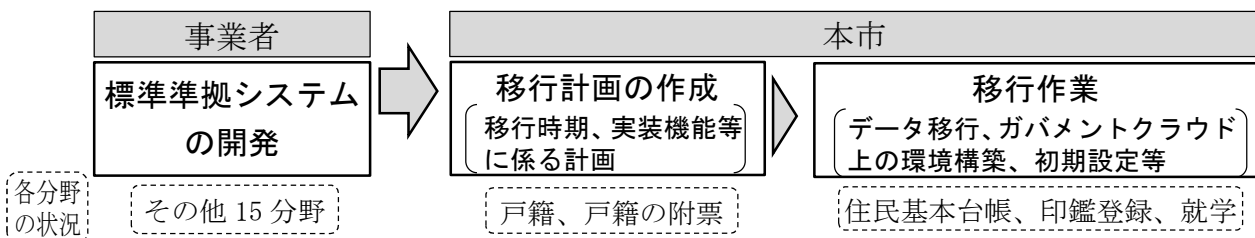
標準化対象 20 分野ごとに、国における標準仕様の検討状況や、事業者におけるシステム開発の進捗状況等を踏まえつつ、標準準拠システムへの移行時期等に係る移行計画を作成し、順次、移行作業に着手しています。

令和 4 年 10 月に、「住民基本台帳」及び「印鑑登録」の 2 分野について移行作業に着手。令和 5 年 10 月には、「就学」について移行作業に着手したところです。これらの 3 分野については、令和 7 年 1 月の移行を目指し、着実に作業を進めています。

残る 17 分野のうち、「戸籍」及び「戸籍の附票」の 2 分野は、移行計画を作成中であり、令和 6 年度の移行作業への着手、令和 7 年度の移行を目指します。

その他 15 分野については、標準仕様の指定都市要件等が未確定であることや、IT 技術者のひっ迫などにより、事業者による標準準拠システム開発時期の見通しが不透明であることから、現状、令和 7 年度末までの移行が見込めない状況にあります。

< 移行作業に向けた基本的な流れと各分野の進捗状況 >



3 今後の取組予定

標準仕様の改定や事業者の動向など様々な状況を見極めながら、引き続き、円滑かつ効果的・効率的な移行に向けて、取組を進めます。また、国とも緊密に連携し、あらゆる機会を捉えて必要な提案・要望を行っていきます。

(1) 「住民基本台帳」「印鑑登録」及び「就学」の3分野

令和7年1月の移行を目指し、引き続き、移行作業を進めます。

標準準拠システムに移行することで、これまで紙の台帳・帳票を基に実施してきた事務が電子化されます。また、今後、他分野の標準化移行等に合わせて、関連する情報システムとのデータ連携を順次自動化していくことから、これらを視野に入れた効率的な業務プロセスを追求していきます。

(2) 「戸籍」及び「戸籍の附票」の2分野

現在、大型汎用コンピュータではなくオープン系システム(パッケージソフト)で運用しており、当該パッケージソフトの標準仕様に準拠したバージョンが提供されることから、令和7年度内の移行を目指し、令和6年度に移行作業(バージョンアップ作業)に着手します。

(3) その他の15分野

事業者のシステム開発状況を注視し、国と移行期限について協議を行いながら、移行計画を検討します。また、標準仕様の改定状況を踏まえつつ、これに合わせた業務プロセスへの見直しを検討するとともに、移行作業に先立って、現行システムのデータ整理等の準備作業を可能な限り進めます。

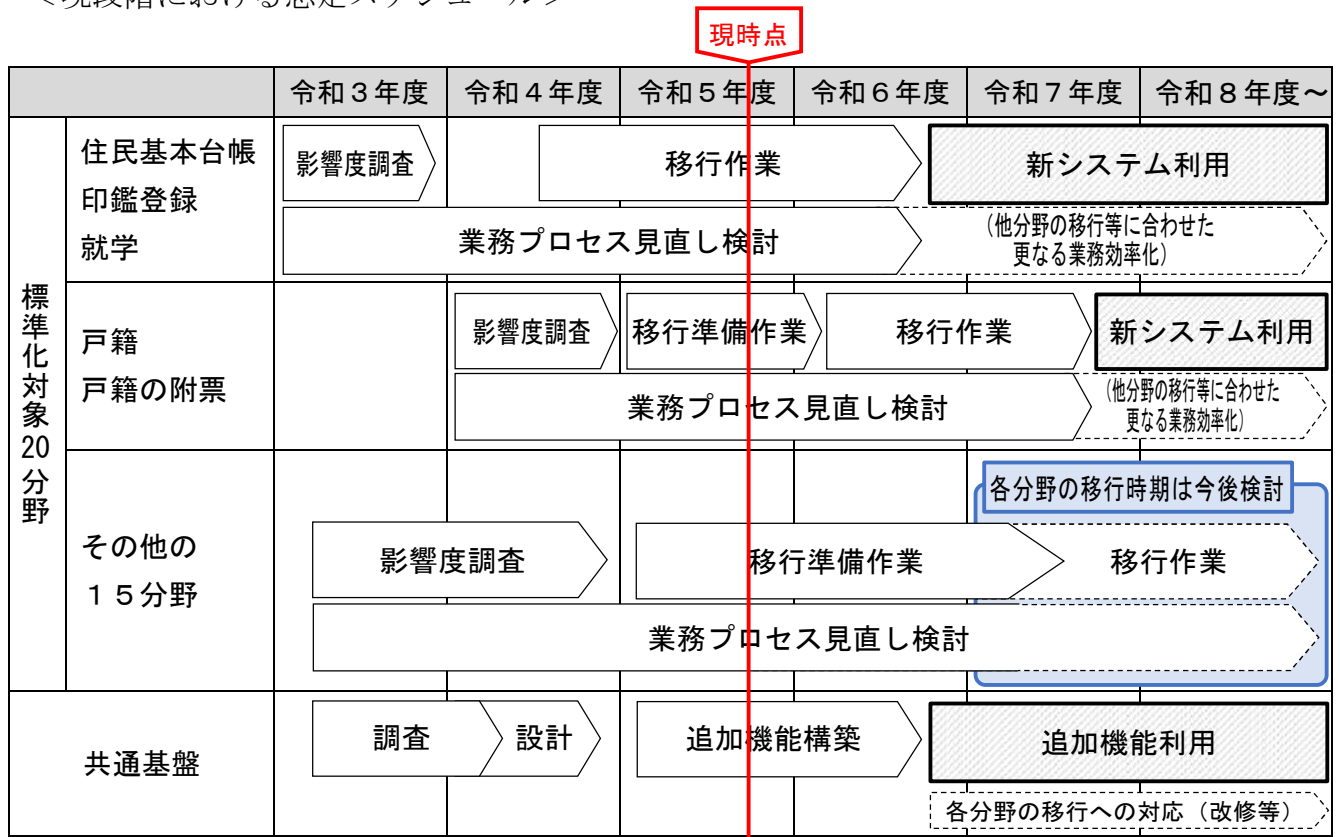
(4) 共通基盤^(※)

住民基本台帳、印鑑登録及び就学の3分野の移行に向け、令和5年度に着手した追加機能の構築作業を引き続き進めます。

あわせて、そのほかの分野の移行等を見据えた対応の検討を進めます。

(※) 共通基盤 … 各業務システムで共通利用する機能(職員認証、文字コード変換、帳票印刷等)を集約した基盤システム。標準化に当たり、ガバメントクラウド上の標準準拠システムと本市サーバ上のシステムとのデータ連携機能等を追加します。

<現段階における想定スケジュール>



※標準化対象外の情報システムについても、関連する標準化対象の情報システムの移行と連動して再構築